

## 第17号(平成31年度春)掲載記事

### 第17回「30年度エッセイ」の紹介

11月30日は「イイミライ」ということでH26年から「年金の日」として、日本年金機構は、公的年金をテーマにしたエッセイを募集、約1,154件の応募がありました。入選したエッセイの抜粋を紹介します。

優秀賞 埼玉県 美原将也 様(40代 男性 社労士)

「もし、もっと前に出会っていたら、生活保護にお世話になることは無かったかもしれないねえ。」

この言葉は、当時サラリーマンをしていた私が、障害年金の申請を支援した63歳のお婆さんからいただいた言葉です。先天性の聴覚障害を持つこのお婆さんは、自分の力で障害年金の申請をしようと頑張っていました。しかし40年以上前の通院だったため、病院にはカルテ等の情報は全く残っていませんでした。

つまり、20歳前の障害であるという証明書類を取得することが出来ずに、障害年金の申請を諦めていました。

お話を聞いていく中で、学生時にろう学校へ通っていたことがわかりました。卒業生名簿にお婆さんの名前が記録されていることが判明し、お婆さんの卒業証明書を発行していただくこと

ができました。20歳前障害の証拠書類を入手することができ、障害年金申請は無事に認定されることになったのです。

本当ならば20歳時に障害年金の受給が可能でした。しかし、申請できずに過ごしてきたお婆さんは、63歳にしてやっと障害年金を受給することができたのです。

年金制度は、社会保険の一つとして運営されている社会保障制度です。年金制度は、老齢・死亡・障害といった人生の大きな分岐点で、私たちの生活を保障してくれる大切な制度であり、これからもずっと変わりありません。

私は現在、事務所を開いて活動。年金申請で困っている方を専門的に支援するという形で「年金」と関わることを決意しました。必要としている他人のために少しでも貢献できるように、日々努力していきたいと思います。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

## 第18号(令和元年度夏)掲載記事

### 第18回 2019年度の年金額(6月以降支給分)の改定ニュース

1. 2019年度の年金額は、物価、賃金によるスライド及びマクロ経済スライドの調整(繰り越した2018年度分を含む)が行われ、年金額は、2019年度から0.1%プラスで改定されます。年金は、6月15日支給分(4月分、5月分)から額が変更されます。

2. 年金額の調整の推移

H27:0.9% アップ、H28:据え置き、H29:0.1% マイナス  
H30:据え置き

3. 年金額の改定ルールを導入

- (1)H16:マクロ経済スライドの導入
- (2)H30:年金抑制の持ち越し制度の導入
- (3)2021:短期的な経済動向に対応したルールの見直し

4. 年金額が下がることがあります。その主な理由

- ◆ 配偶者、子供の加給年金の加算がなくなる場合。
- ◆ 遺族年金受給者(妻)が65歳に到達した場合。

◆ 配偶者の加給年金が停止した場合。

◆ 介護保険料等の特別徴収額が変更になる場合

5. 年額の例 単位:円

年 金	年額(約)	月 額
老齢基礎年金額	780,100	65,008
平均的な厚生年金の額*		221,504
加給年金額		*妻が65歳になるまで支給
配偶者加給年金特別加算額 (S18年以降生まれの妻)		

\*標準的な世帯:

専業主婦、夫は40年間就業 平均月収42.8万円

6. 2019年度国民年金保険料:16,410円/月 +70円

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治